

決算公告

事業年度 自 2021年 4月 1日
(第69期) 至 2022年 3月31日

 株式会社 **S Y S K E N**

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	13,188
現金預金	3,490
受取手形	67
完成工事未収入金	5,793
契約資産	1,923
未成工事支出金	698
材料貯蔵品	566
前払費用	68
未収入金	459
その他	121
貸倒引当金	△0
固定資産	8,303
有形固定資産	5,313
建物	2,159
構築物	120
土地	2,734
その他	298
無形固定資産	212
ソフトウェア	171
その他	40
投資その他の資産	2,778
投資有価証券	2,001
関係会社株式	489
繰延税金資産	230
その他	57
資産合計	21,492

科目	金額
負債の部	
流動負債	9,094
工事未払金	4,028
短期借入金	4,301
未払金	312
未払法人税等	99
契約負債	101
役員賞与引当金	20
完成工事補償引当金	6
その他	225
固定負債	580
長期未払金	7
退職給付引当金	528
その他	45
負債合計	9,675
純資産の部	
株主資本	11,547
資本金	801
資本剰余金	560
資本準備金	560
利益剰余金	10,186
利益準備金	200
その他利益剰余金	9,986
固定資産圧縮積立金	322
別途積立金	6,000
繰越利益剰余金	3,663
評価・換算差額等	269
その他有価証券評価差額金	269
純資産合計	11,817
負債純資産合計	21,492

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
完成工事高		31,390
完成工事原価		28,416
完成工事総利益		2,973
販売費及び一般管理費		1,660
営業利益		1,312
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	269	
受取賃貸料	112	
その他	85	468
営業外費用		
支払利息	7	
アドバイザー費用	25	
その他	34	67
経常利益		1,714
特別利益		
投資有価証券売却益	217	
固定資産売却益	7	
子会社株式売却益	24	250
特別損失		
固定資産売却損	6	
固定資産除却損	1	
投資有価証券評価損	0	
その他	3	12
税引前当期純利益		1,951
法人税、住民税及び事業税	512	
法人税等調整額	△0	512
当期純利益		1,438

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- | | |
|------------------|--|
| イ. 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ロ. 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ハ. その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

② 棚卸資産

- | | |
|------------|---|
| イ. 未成工事支出金 | 個別法による原価法 |
| ロ. 材料貯蔵品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」を適用しております。当社は主要な事業として電気通信設備構築の請負等を行っており、顧客との工事請負契約に基づいて工事目的物を引き渡す履行義務等を負っております。当該履行義務において収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

(1) 履行義務が一定期間にわたり充足されるもの

決算期末に工事進行程度を見積り、適正な工事収益率によって工事収益の一部を当期の損益計算に計上する。ただし、工期のごく短いもの又は金額的重要性が乏しいものは、完成基準（履行義務が一時点で充足されるもの）として扱う。

(2) 履行義務が一時点で充足されるもの

① 目的物の引渡しを要する請負契約にあつては、その目的物の全部または一部を完成して発注先に引渡した日とする。なお、引渡した日とは発注者からの工事目的物受領の日、部分完成または完成（竣工）検査合格通知の日とする。

② 目的物の引渡しを要しない請負契約にあつては、その約した役務提供を完了した日とする。

(3) 原価回収基準

履行義務が一定期間にわたり充足される工事契約において、進捗度を合理的に見積もることができない場合、発生した費用のうち顧客から回収できると見込まれる金額を収益として認識する

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

当社では、工事契約等については原則として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として原価比例法（インプット法）により算出しております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び重要性が乏しい契約については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した一時点で収益を認識しております。

収益認識基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	
建物	29百万円
土地	26百万円
計	56百万円
① 担保に係る債務	
短期借入金	365百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,857百万円
(3) 保証債務	
仕入保証	
西部通信工業（株）	2百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務	
① 短期金銭債権	4,102百万円
② 長期金銭債権	7百万円
③ 短期金銭債務	1,288百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
完成工事高	4,011百万円
仕入高	5,829百万円
外注費	3,371百万円
② 営業取引以外の取引高	269百万円
(2) 一定期間にわたり収益を認識する売上高	3,780百万円

(3) 受取配当金

当事業年度において、関連会社であります九州通信産業(株)からの特別配当103百万円を計上しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金（236百万円）、退職給付引当金（160百万円）の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金（95百万円）、固定資産圧縮積立金（141百万円）であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は、159百万円であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ムシホホールディングス(株)	10,000	情報通信工事事業、電気設備工事事業及び情報処理関連事業等を行う子会社の経営管理等	被所有 直接 100.0	役員の兼任 経営管理の契約 資金の貸付	資金の貸付(注1)	-	短期借入金	2,501
						経営管理料(注2)	84	-	-
						連結納税に伴う支払(注3)	336	未払法人税等	48

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の借入による利率については、市場金利を勘案して決定しております。なお、この取引に係る金額については、反復かつ継続的に行っているため記載を省略しております。
- (注2) 基本契約書等に定める役務提供割合に応じて合理的に決定しております。
- (注3) 連結納税制度による連結法人税の支払予定額であります。
- (注4) 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	明正電設(株)	25	電気通信工事の施工	所有 直接 100.0	役員の兼任 当社から発注した 工事の施工	工事の発注(注5)	5,294	工事未払金	340
関連会社	九州通信産業(株)	45	電気通信用資材、 機器工具等の販売	所有 直接 34.5	役員の兼任 当社の工事材料 仕入先	材料の購入(注6)	1,597	工事未払金	391
						受取配当金	103	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注5) 明正電設(株)との価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。
- (注6) 九州通信産業(株)からの材料購入価格は、主に規格材料のため毎期価格交渉のうえ決定しております。
- (注7) 取引金額には消費税等を含めておりません。また、期末残高には、消費税等を含めております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	日本コムシス(株)	10,000	電気通信工事の 施工	-	当社への工事の 発注	工事の受注(注8)	3,481	完成工事未収入金	421
								契約資産	805
親会社の 子会社	サンワコムシスエンジニアリング(株)	3,624	電気通信工事の 施工	-	当社への工事の 発注	工事の受注(注9)	523	完成工事未収入金	314

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注8) 日本コムシス(株)との価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。
- (注9) サンワコムシスエンジニアリング(株)との価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。
- (注10) 取引金額には消費税等を含めておりません。また、期末残高には、消費税等を含めております。

7. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約については、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

(1) 工事契約に係る収益認識

工事契約等に係る収益には、主に電気通信設備構築の請負等が含まれており、顧客との工事請負契約に基づいて工事目的物を引き渡す履行義務等を負っております。これらの契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として原価比例法（インプット法）により算出しております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約及び重要性が乏しい契約については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した一時点で収益を認識しております。

(2) 商品等の販売に係る収益認識

商品等の販売に係る収益には、主に通信機器の販売等が含まれており、顧客との販売契約に基づいて商品等を引き渡す履行義務を負っております。これらの契約については、引渡時点において履行義務を充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

ただし、国内の商品等販売において、出荷時から支配移転時までの間が一定期間を超えない場合については代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(3) 役務、サービス等の提供に係る収益認識

契約上の条件が一時点をもって完了する役務・サービス等の提供に係る契約については契約上の条件が満たされた時点をもって収益を認識し、契約上の条件が一定期間にわたり役務やサービス等を提供し続ける契約については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,660円09銭
(2) 1株当たり当期純利益	567円39銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。